

ホームページ管理運用規程

令和3年11月18日

日本物理療法研究会理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）が広報活動の一環としてインターネット上に提供するホームページ（以下、「本研究会ホームページ」という。）の円滑な管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ホームページの構成)

第2条 公式ホームページは、本研究会が企画作成する本研究会ホームページのことを指す。

(公式ホームページの内容等)

第3条 公式ホームページの内容は、本研究会の広報活動にふさわしいものであって、適切性、正確性及び新鮮度に配慮したものでなければならない。

2 公式ホームページには、次に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 人権及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 個人又は団体を誹謗中傷するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 著作権、出版権、肖像権又は商標権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 前各号に掲げる情報の情報源へのアクセス方法に関するもの
- (7) その他本学の広報活動を推進する上で不適切と認められるもの

3 公式ホームページに用いる言葉は、日本語及び英語とする。

(公式ホームページの管理運用)

第4条 本研究会ホームページの管理運用は、広報担当者が行う。

2 本研究会ホームページには、その内容について所轄する担当部署の名称等を明記しなければならない。

3 リンクを張ったホームページが、第4条第2項に掲げる情報を掲載しているホームページであると判断されたときは、本研究会理事長の指示に基づき、当該ホームページの内容について所轄する担当責任者に対して警告を発し、又はリンクを切断する等の措置を講じることができる。

(ホームページサーバーの運用管理)

第5条 サーバーの運用管理は、一般社団法人日本理学療法学会連合の広報委員会が行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、ホームページ管理等に関し必要な事項は、広報担当者の発議により、本研究会理事会決議を経て、理事長が定めるものとする。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 本規程は、令和3年11月18日より施行する。